



平成 18 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 シベール
代表者名 代表取締役社長 熊 谷 眞 一
(J A S D A Q ・ 証 券 コード 2 2 2 8)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 佐 島 清 人
電 話 0 2 3 - 6 8 9 - 1 1 3 1 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 10 月 11 日開催の取締役会におきまして、平成 18 年 11 月 23 日開催予定の第 36 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のお知らせ致します。

記

(1) 変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築できるようにするため、変更案第20条（代表取締役及び役付取締役）において、新たに取締役会長職を設けるものであります。

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴ない、次の通り現行定款を変更するものであります。

- ア. 定款に定めがあるものとみなされた事項として、変更案第4条（機関）及び第7条（株券の発行）を新設し、現行定款第9条（名義書換代理人）を（株主名簿管理人）として変更を行なうものであります。
- イ. 株主の皆様に対する効率的かつ多様な情報提供を行なうことができるようになるため、変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ウ. 代理人による議決権の行使について、変更案第16条（議決権の代理行使）にその人数及び行使方法を定めるものであります。
- エ. 取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第23条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- オ. 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第26条第1項（取締役の責任免除）及び第31条第1項（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- カ. 社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く人材の登用を可能にするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第26条第2項及び変更案第31条第2項を新設するものであります。なお、取締役及び社外取締役との責任限定契約の締結に関する変更案第26条の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- キ. 会社法で用いられている用語、表現にあわせた所要の変更を行なうものであります。

上記のほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更等条文の整備及び一部字句の修正など全般にわたって所要の変更及び整理を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(注) 下線を付した部分は変更箇所を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社シベールと称し、英文では、CYBELE Co.,Ltd.と表示する。	(商号) 第 1 条 < 現行通り >
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 菓子製造販売 2. 飲食店業 3. 食品の製造及び仕入並びに販売 4. 酒類の販売 5. フランチャイズ形態における飲食店の企画及び経営指導並びに受託業務 6. 菓子製造販売・飲食店のコンサルティング業務 7. 結婚式等の各種セレモニーの企画、運営、管理の請負 8. 不動産の賃貸 9. 損害保険代理店業 10. 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 < 現行通り >
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を山形市に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 < 現行通り >
< 新 設 >	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 < 現行通り >
第 2 章 株式 (発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、60,000株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、60,000株とする。
< 新 設 >	(株券の発行) 第 7 条 当社の株式については株券を発行する。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(端株原簿への不記載) 第 7 条 当社は、1株に満たない端数については、 <u>端株として端株原簿に記載又は記録しない。</u>	< 削 除 >

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 < 現行通り ></p> <p>2 < 現行通り ></p>

<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 < 現行通り ></p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>2 株主総会における議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は3名以上12名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p><u>第17条</u> < 現行通り ></p>
<p>(選任方法)</p> <p><u>第17条</u> 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第18条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時期までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 < 現行通り ></p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>当会社に取締役社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第21条 < 現行通り ></p> <p>2 < 現行通り ></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役的全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 < 現行通り ></p> <p>2 <u>取締役及び監査役的全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削除 ></p>
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第5章 監査役	第5章 監査役
(員数) 第25条 当社の監査役は5名以内とする。	(員数) 第27条 < 現行通り >
(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。	(選任方法) 第28条 < 現行通り > 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
(任期) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(報酬及び退職慰労金) 第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 < 新 設 >	(報酬等) 第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 計算 (営業年度及び決算期) 第29条 当社の営業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とし、毎年8月31日を決算期とする。	第6章 計算 (事業年度) 第32条 当社の事業年度は毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。
(利益配当) 第30条 利益配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対しこれを行なう。	(剰余金の配当の基準日) 第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。
(中間配当) 第31条 取締役会の決議により、毎年2月末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行なうことができる。	(中間配当) 第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間) 第32条 利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上